# 2025 年度 日本・韓国青年親善交流事業(日本青年韓国派遣)(第 36 回) 応募要領

本事業は、1984年の日韓両国首脳会談における共同声明の趣旨と、1985年の日韓国交正常化20周年を踏まえ、1987年から日本と韓国両国政府が共同して実施しています。日本と韓国の青年の交流を通じて、青年相互の友好と理解を促進し、日本青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神をかん養し、国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮し、社会貢献活動に寄与する青年を育成することを目的としています。

## 1 事業の構成及び内容

本事業は、「日本青年韓国派遣」、「韓国青年日本招へい」、「日韓青年親善交流のつどい」 及び日本参加青年に対する研修によって構成されます。このうち、日本参加青年に関係する 内容は以下のとおりです。

#### (1) 日本青年韓国派遣

ソウル及び地方都市において、10日間にわたり、現地青年とのディスカッション、文化交流、施設訪問、ホームステイ、政府機関への表敬訪問等の活動を行う。

- (2) 日韓青年親善交流のつどい
  - 韓国から招へいされた韓国青年代表団と日本参加青年が一堂に会し、ディスカッション、文化交流、成果発表等を行う。
- (3) 日本参加青年に対する研修
  - ① 事前研修

本事業の趣旨、内容及び韓国についての理解を深め、日本派参加青年等としての心構えや韓国における活動の基本を習得するとともに、ディスカッションテーマに係る理解を深め、出発前研修までの自主研修期間の準備と目標を明確にする。

② 出発前研修

韓国における諸活動の最終準備と確認等を行う。

③ 帰国後研修

本事業を振り返り、事業を通じて得た経験や学んだことを集約し共有するとともに、 今後の事後活動(社会貢献活動等)についての展望を明確化する。

### 2 開催日時

(1) 事前研修

2025 年 7 月 10 日 (木) ~12 日 (土): 3 日間 (都内)

(2) 出発前研修

2025年10月18日(土)~19日(日):2日間(都内)

(3) 日本青年韓国派遣

派遣期間: 2025 年 10 月 20 日(月)~29 日(水): 10 日間

(4) 帰国後研修

2025年10月30日(木):1日間(都内)

(5) 日韓青年親善交流のつどい

2025年11月25日(火)~27日(木):3日間(都内)

※諸般の事情により、事業日程は変更されることがあります。

## 3 募集人数

## 日本参加青年 20 名

※日本参加青年の引率として、団長1名、副団長2名及び渉外2名が同行する予定

## 4 応募要件等

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 2025 年 4 月 1 日現在、18 歳以上 30 歳以下の者であること。
- (3) 健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができること。
- (4) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (5) 韓国に対して関心と理解があること。
- (6) 韓国語により簡単な日常会話ができる者が望ましい。 ※韓国語ができなくても選考試験で不利になることはない。
- (7) 事前研修、出発前研修、韓国派遣、帰国後研修及び日韓青年親善交流のつどいの全 日程に参加できること。
- (8) 事業終了後もその経験をいかして社会貢献活動等を活発に行うことが期待できること。
- (9) 自らの負担でインターネットに接続できる端末や通信環境等を準備できること。
- (10) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真、動画等について、内閣府や関係団体の HP、SNS 及びその他広報に用いることに同意すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に関し、内閣府が求める必要な対応(マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等)について協力できること。

※日本又は韓国入国時の検疫措置等が強化された場合には、参加にあたり別途対応 を求める可能性があります。

(12) 本事業を含め、過去に内閣府が主催する青年国際交流事業に参加したことがないこと。

### 5 修了証の交付と参加資格の取消

本事業を通じて、日本及び韓国参加青年の相互理解と友好促進に貢献されたと認められる参加青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定した後であっても、事前研修、出発前研修、韓国派遣、帰

国後研修及び日韓青年親善交流のつどいの全日程に参加しなかった場合など、応募資格 の条件に反することが判明した場合や、参加青年として不適当と認められる行動があっ た場合には、参加資格を取り消し、修了証を交付しないことがあります。

## 6 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

https://www8.cao.go.jp/vouth/kourvu/bosyu-2025.html

- ※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での 選考を行います(参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応 募理由(志望動機)等を記入していただきます)。
- ※ 障害等により事業参加に際して何らか配慮が必要な場合は、参加申込書の備考欄に 配慮すべき事項の内容を記載してください。
- ※ 書類選考の合否判定については 2025 年 4 月 25 日(金)頃までに、応募者全員に対し参加申込書を提出いただいたメールアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験(個人面接を 5 月 9 日(金)~5 月 18 日(日)の間で実施予定、日時の指定はできません)を行うための詳細を併せて連絡します。
- ※ オンライン面接による選考の合否判定については、6月上旬頃を目途に面接受験者 全員にメールにて結果を通知いたします。

## 参加申込書提出の締切: 2025 年 4 月 18 日 (金) 12 時 (正午)

- ※ 参加申込書提出に先立つ<u>応募フォームへの入力・送信は4月16日(水)12時(正</u>午)までです。上記期限までに応募フォームへの入力・送信がないと参加申込書の 提出は受け付けられませんので、御注意ください。
- ※ 参加申込書はメールによる申請のみの受け付けとなります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

#### 7 併願について

#### (1)併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

#### (2)提出書類

併願を希望する場合は、応募フォームにて希望順位も含めて回答の上、参加申込書に 応募理由(志望動機)を記入してください。

## (3)合格の決定

併願を希望する者に対して内閣府が合格を出す際は、希望順位に基づき、受験者 1 名 に対して 1 つの事業について合格を決定します。

### 8 その他

- (1)参加費:7万円程度(見込み)※振込みによる事前徴収
  - ① 事前研修、出発前研修、帰国後研修に係る宿泊費 ※韓国派遣中の宿泊費については韓国政府が、日韓青年親善交流のつどい期
    - ※韓国派遣中の宿泊費については韓国政府が、日韓青年親善交流のつどい期間中の 宿泊費については内閣府が負担します。
  - ② 渡航に要する往復航空運賃の一部
  - ③ 国内及び海外旅行保険加入費
- (2)上記の参加費の他、以下の経費については各参加者の負担となります。
  - ① 事前研修に参加するための往復交通費
    - ※日韓青年親善交流のつどいに参加するための往復交通費、出発前研修に集合する ための交通費及び帰国後研修から帰宅するための交通費については、内閣府が 負担します。
  - ② 事前研修、出発前研修、帰国後研修に係る食費(実費)
    - ※韓国派遣中の食費については韓国政府が、日韓青年親善交流のつどい期間中の食費については、内閣府が負担します。
  - ③ (1)③の国内及び海外旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用 ※特に、事前研修期間中は保険期間外となります。
  - ④ 旅券発行手数料等
  - ⑤ 本事業に参加する資格を取り消された場合の帰国に係る費用。ただし、日本参加青年の親族が死亡又は危篤状態になった場合や、日本参加青年が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他団長がやむを得ない帰国であると認めた場合には、内閣府は、その全部又は一部を負担することができる。
  - ⑥ 往復航空運賃のうち超過手荷物料、宿泊ホテル等における付随的費用
  - ⑦ その他、個人用に必要な経費
- (3) 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給いたします。
- (4)参加費免除の申請について

独立生計者(※)でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください(詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します)。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。

- (※)独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。
  - ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
  - ② 父母等と別居している者
  - ③ 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む)に 150 万円以上の収入があり、その

収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

④ 父母等(配偶者を除く)から経済的な援助を受けていない者

## (5) 事後活動について

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。 内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に 還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は 歴史が長いため、「日本青年国際交流機構」(IYEO)を中心とした世界的なネットワー ク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りた い場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

(https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html) 又はIYEOホームページ (https://www.iyeo.or.jp/)を御覧ください。